

那覇市支援対象児童等見守り強化事業補助金 募集要項

令和7年5月19日

那覇市こどもみらい部こどもえがお相談課

那覇市支援対象児童等見守り強化事業実施要綱に定める事業に関し、那覇市支援対象児童等見守り強化事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に基づき、補助事業者を選定するため、本要項において実施団体等を募集します。

第1 業務の趣旨、事業概要について

1 事業の目的

当該事業は、要保護児童対策地域協議会に登録されている子どもやヤングケアラーが疑われる世帯等を訪問し、実施団体の持つ地域ネットワークを活用した細やかで継続的な支援を行うことで、地域の見守り体制を強化することを目的とする。

2 事業の概要

（1） 名 称：那覇市支援対象児童等見守り強化事業

（2） 内 容：補助を受けた民間団体等が、要保護児童対策地域協議会に登録されている児童やヤングケアラーが疑われる世帯等の居宅を訪問するなど、生活環境へ直接出向き、月に2回以上子ども等の状況を把握し、必要に応じて次に掲げる事業を実施するものとする。

- ①食事の提供（子ども等と同居家族を含む。）
- ②基本的な生活習慣の習得支援及び生活指導
- ③学習習慣の定着等の学習支援
- ④その他市長が必要と認める支援

（3） 補助金交付団体数

1 団体

（4） 補助金の上限額（千円未満切り捨て）

6,680,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

（5） その他：事業の実施にあたっては法令を遵守すること。

3 事業の実施期間

交付決定日から 令和8年3月31日まで

第2 補助事業への応募について

1 参加資格

本市内に事業所があり、自主的に子どもに対し支援活動を実施する団体で、本事業を効果的に実施することができる団体であって、次に掲げるすべての条件を満たしていること。

- (1) 本市内に事業所があり、かつ本市内で子どもに対し支援活動を実施する団体であること。
- (2) 組織の運営に関する規則（会則、規則、定款等）を有すること。
- (3) 支援活動の実施にあたり、利用者の安全管理、衛生管理及び個人情報の保護に十分配慮していること。
- (4) 補助事業に係る経理と補助事業以外の事業等に係る経理を区分し、当該補助事業の収支を明らかにできること。
- (5) 宗教活動、政治活動等を目的とした団体でないこと。
- (6) 法令等に違反をしていないこと。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (8) 那覇市暴力団排除条例（平成24年3月27日条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団関係者でないこと。

2 選考スケジュール

公募から補助事業者選定までのスケジュール（概要）は次のとおりとする。

内容	日程
公募の受付	令和7年5月19日（月）～令和7年6月13日（金） （土・日を除く午前9時～午後5時まで）
説明会の開催	令和7年5月22日（木）午後2時から
質問の受付	令和7年5月19日（月）～令和7年5月29日（木）
参加表明書提出期限	令和7年6月13日（金）まで （土・日を除く午前9時～午後5時まで）
企画提案書提出期限	令和7年6月16日（月）～令和7年6月30日（月） （土・日・慰霊の日を除く午前9時～午後5時まで）
プレゼンテーション	令和7年7月7日（月）午後1時30分から*1
審査結果公表・通知	令和7年7月10日（木）までに公表する予定
補助金交付決定	令和7年8月1日（金）（予定）

*1：参加団体が5団体を超える場合は7月8日（火）も追加し、二日間に分け実施いたします。

3 説明会

(1) 日時

令和7年5月22日(木) 午後2時から

(2) 場所

那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎6階 601会議室

※市役所の駐車場は有料になります。ご了承ください。

(60分以内100円、以降30分毎に300円)

(3) 参加人数

1団体2名までとする

(4) 参加方法

説明会に参加する場合には、令和7年5月21日(水)午後4時までにQRコードまたは下記URLから申請すること。また、説明会参加の際は、公募に関する文書等を各自で準備し、持参すること。



【URL】 <https://lgpos.task-asp.net/cu/472018/ea/residents/procedures/apply/322906ef-c87f-4a5b-965a-d68ebe6b5e11/start>

(注) 説明会への参加がない場合でも、本公募への参加はできるものとする。

(注) 咳や発熱等、体調不良があるものは参加を控えること。

(注) やむを得ない状況により開催方法を変更する場合は、那覇市公式ホームページに掲載し、説明会参加申込者へ連絡をする。

4 公募参加申し込み

(1) 受付期間

令和7年5月19日(月)～令和7年6月13日(金)

※土・日を除く、午前9時から午後5時まで

(2) 提出方法

事前に「13 担当部署」に連絡のうえ、持参により提出すること。

(3) 提出書類

提出書類は次の表のとおり。全て片面印刷で、日本工業規格によるA4判の規格で製本(ファイル等で綴じる)し、提出すること。

※応募資格がないもの及び提出書類に不備があるものについては、受付できない。

提出書類	部数	注意事項
① 公募参加申込書(※1)	1部	指定様式による(様式1) ※代表者印を押印
② 誓約書(※2)	1部	指定様式による(様式2)※ 代表者印を押印
③ 事業計画書(※3)	正本1部 副本7部	交付要綱別紙1

④ 収支予算書（※4）	正本 1 部 副本 7 部	交付要綱別紙 2
⑤ 団体の概要や業務内容がわかる書類 （運営規則、決算書、事業報告書等）	正本 1 部 副本 7 部	
⑥ 補助金交付申請書（※5）	1 部	交付要綱第 1 号様式 ※代表者印を押印
⑦ 市税等の完納証明書	1 部	

* 提出書類の（※1）～（※5）は、那覇市ホームページからダウンロードできます。

5 質問の受付

（1）質問期間

令和 7 年 5 月 19 日（月）午前 9 時～令和 7 年 5 月 29 日（木）午後 5 時まで

（2）質問方法

質問は下記 QR コードまたは URL より入力すること。



【URL】

<https://lgpos.task-asp.net/cu/472018/ea/residents/procedures/apply/250e08a7-fc45-4c24-ac04-3e4d510d589e/start>

（3）質問回答方法

質問への回答は、6 月 4 日（水）までに那覇市公式ホームページに掲載する。専用フォーム以外での質問（電話問い合わせ等）は受け付けない。

6 企画提案書提出

（1）提出期間

令和 7 年 6 月 16 日（月）～令和 7 年 6 月 30 日（月）

※土・日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで

（2）提出方法

事前に「1 3 担当部署」に連絡のうえ、持参により提出すること。

提出の際は、全て片面印刷で、日本工業規格による A4 判の企画で製本（ファイル等で綴じる）すること。

※応募資格がないもの及び提出書類に不備があるものについては、受付できない。

部数	注意事項
正本 1 部 副本 7 部	指定様式による（様式 3）の項目ごとに企画の概要を記入する。なお、記入欄が不足する場合は適宜拡張し（ページ数を増やし）記載すること。

* 様式は那覇市ホームページからダウンロードできます。

7 プレゼンテーション

(1) 日時及び場所

①日 時：令和7年7月7日（月）午後1時30分から

※参加団体が5団体を超える場合は7月8日(火)も追加し、二日間に分け実施します。その際は、電話にて連絡します。

②場 所：那覇市役所本庁舎4階 401A・B会議室

※変更がある場合には、電話にて連絡します

※市役所の駐車場は有料になります。ご了承ください。

(60分以内100円、以降30分毎に300円)

(2) プレゼンテーションの実施方法

①1事業者あたりの時間

30分程度とする。(説明20分以内、質疑10分程度)

②プレゼンテーションの方法

ア 参加申込受付順にプレゼンテーションを行う。

イ 当日は、事前に提出した企画提案書等の資料をもとにプレゼンテーションを行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。

ウ プレゼンテーションの出席者は2名以内とし、管理責任者となる者は必ず出席すること。

エ パソコン、プロジェクター等を必要とする場合には「13 担当部署」と事前に調整すること。

③感染症拡大防止の対応について

咳や発熱等、体調不良があるものは参加を控えること。

8 選定の方法

参加申込の際に提出された書類等に基づく審査後、企画提案内容のプレゼンテーションを実施し、選考委員会において審査を行い、補助金交付予定団体を選定し補助金の交付を決定する。審査項目については、別紙に定める。

9 選定結果の公表

選定結果については、那覇市公式ホームページに掲載する。なお、選定の理由、選定結果に対する問い合わせには応じない。

10 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 応募に係る提出書類の提出日、提出場所、提出方法等が本募集要項に適合しない場合
- (2) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (4) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、選定委員長が失格であると認めた場合

1 1 事業の報告

補助金の交付決定を受けたものは、事業終了後 30 日以内、または令和 8 年 3 月 31 日までのいずれか早い時期に以下の様式等により実績報告すること。

- (1) 事業実績報告書（交付要綱第 5 号様式）
- (2) 実績書（交付要綱別紙 3）
- (3) 収支決算書（交付要綱別紙 4）
- (4) その他実施事業の実績に関する資料（領収書、写真等）

1 2 その他留意事項

- (1) 応募に必要な費用は全て参加申込者の負担とする。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属する。ただし、本市がこの公募結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 公募に係る情報公開請求があった場合は、那覇市情報公開条例（平成 26 年条例第 26 号）に基づき判断する。
- (6) 「4 公募参加申し込み」後に辞退する場合は辞退届（様式 4）を提出すること。

1 3 担当部署

那覇市役所 こどもみらい部 こどもえがお相談課（2 階 旧食堂側）

企画グループ 担当：渡邊、伊敷

所在地：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

電 話（直 通）：098-863-0777

E メール：KM-EGA0001@city.naha.lg.jp

(別紙)

評価項目及び評価内容と点数配分		点数
1 基本方針 (10 点)	・福祉行政や子ども支援に対する十分な理解があり、事業実施に対する熱意・意欲が感じられるか。	10
2 実績 (10 点)	・他の実績等を鑑み、当該事業の遂行能力を有しているか。	10
3 実施体制 (10 点)	①人材確保・必要な物品の準備等、事業を適正かつ確実に実施する体制は整っているか。	5
	②休暇・繁忙時の応援体制は整っているか。	5
4 企画提案内容 (75 点)	①活動日数・活動時間は、子どもたちのニーズに対応した設定がなされているか。	5
	②子どもたち一人ひとりの状況に応じた支援の配慮・工夫はされているか。	15
	③児童虐待のリスクを踏まえ、子どもを見守るポイントは押さえられているか。	10
	④食の提供、学習支援、生活支援にあたり具体的な方法が提案されているか。	10
	⑤地域資源の活用や人的ネットワークの構築の方法は提案されているか。	20
	⑥虐待やヤングケアラーが疑われる児童への地域での見守りをおこなうための手法やアピールポイント等の提案はされているか。	15
5 安全対策危機管理 (20 点)	①個人情報保護に関する取組み及び守秘義務に対する取組みは適切か。情報セキュリティに関する組織的な取組、個人情報の管理体制は整っているか。	10
	②業務におけるミス、トラブルの防止策と発生後の対応、体制が取られているか。	5
	③支援業務及び食の提供に関して安心・安全への対策と緊急事態発生時の適切な措置は計画されているか。	5
6 収支予算等 (5 点)	・適正に収支予算が算出されているか。	5
7 見積り (5 点)	・補助金交付予定額との差異	5
合計点		135